

茨城県後期高齢者医療広域連合情報調整委員会規程

平成 21 年 3 月 13 日

訓令第 1 号

改正 令和 5 年 3 月 24 日 訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）に基づく保有個人情報の開示、訂正等の請求並びに茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）に基づく行政情報の公開の請求に対する決定を行うに際し、適正かつ円滑な事務処理を行うため、茨城県後期高齢者医療広域連合情報調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正、削除又は利用停止の請求に係る決定の調整に関すること。
- (2) その他個人情報保護制度の運用及び推進に関すること。
- (3) 情報公開請求に係る行政情報を公開するか否かの決定の調整に関すること。
- (4) その他情報公開制度の運用及び推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、茨城県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号。以下「事務分掌規則」という。）第 5 条に規定する事務局長をもって充てる。

3 副委員長は、事務分掌規則第 5 条に規定する事務局次長をもって充てる。

4 委員は、事務分掌規則第 3 条に規定する会計室長及び同規則第 5 条に規定する課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成21年3月13日から施行する。

附 則 (令和5年告示第17号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。